

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案要綱

第一 消費生活協同組合法の一部改正

一 共済事業に関する事項

(一) 組合の共済事業の健全性の確保

1 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、共済事業、受託共済事業及び教育事業並びにこれらに附帯する事業並びに保険募集事業のほか、原則他の事業を行うことはできないものとする。 (第十条第三項関係)

2 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができるものとともに、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、行政庁が組合に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする。 (第五十条の五及び第九

十四条の二関係)

3 共済事業を行う組合について、毎事業年度の剰余金のうち、準備金として積み立てなければならない割合を五分の一以上に引き上げるとともに、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金の積立てに関する規定を整備するものとする。こと。（第五十条の七から第五十条の九まで並びに第五十一条の四第一項及び第二項関係）

4 共済事業を行う組合（厚生労働省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させなければならぬものとする。こと。に、共済計理人の資格要件、職務等について定めるものとする。こと。（第五十条の十一から第五十条の十三まで関係）

5 共済事業を行う組合の子会社及び議決権の保有に関する規定を整備するものとする。こと。（第四章の三関係）

6 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならぬものとする。こと。（第五十四条の二関係）

(二) 組合の共済事業に係る透明性の確保

1 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、作成した決算関係書類等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないものとし、会計監査人の権限等に関する所要の規定を整備するものとする。 (第二十一条の八及び第二十一条の九関係)

2 共済事業を行う組合は、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとする。 (第五十条の六関係)

3 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないものとする。 (第五十三条の二関係)

(三) 共済募集に係る契約者の保護

1 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行

う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならないものとする。ただし、自動車損害賠償責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでないものとする。 (第十二条の二第一項関係)

2 共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができるものとする。共済事業を行う組合又は組合の委託を受けて共済契約の締結の代理又は媒介を行う者は、共済契約の締結等に関して、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならないものとする。等共済募集に関する所要の規定を整備するものとする。 (第十二条の二第三項関係)

(四) 共済契約の包括移転及び契約条件の変更

1 共済事業の全部又は一部を譲渡するには総会の議決によらなければならないこととする。ともに、総会の議決により契約をもって責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができるものとする。 (第五十条の二関係)

2 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋

然性がある場合には、契約条件の変更を行うことができるものとする。 (第四章の二関係)

(五) 共済事業の円滑な事業運営の確保

1 共済事業又は受託共済事業を行う組合は、組合員のために保険募集事業を行うことができるものとする。 (第十条第二項関係)

2 共済掛金及び共済金の最高限度については、定款の認可で足りることとしたこと。 (第二十六条関係)

3 共済事業規約等の変更のうち軽微な事項等に係るものについては、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。 (第四十条第三項関係)

二 組合の区域に関する事項

地域による消費生活協同組合は、購買事業の実施のために必要がある場合等に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができるものとする。 (第五条第二項関係)

三 組合員以外の者による事業の利用に関する事項

組合が組合員以外の者にその事業を利用させることができる場合を定めるとともに、その場合の組合員以外の者の事業の利用分量の額の上限を定めるものとする。こと。（第十二条第三項及び第四項関係）

四 医療福祉等事業に関する事項

(一) 医療福祉等事業を行う組合は、医療福祉等事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならぬものとともに、医療福祉等事業に関し、損益計算において利益を生じ、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は積立金として整理することとし、当該積立金は医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いて、取り崩してはならないものとする。こと。（第五十条の三第三項及び第五十一条の二関係）

(二) 組合が繰り越さなければならぬものとされている剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であつて組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることができるものとする。こと。（第五十一条の四第五項関係）

五 事業運営の規律強化に関する事項

(一) 組合員の意思が反映される運営の確保

- 1 役員は、総会において選任することができるものとする。 (第二十八条第九項関係)
- 2 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消し等について、組合員等が訴えをもって請求することができるものとする。 (第三十一条の六、第四十六条、第五十条、第五十六条の二、第六十一条の二及び第七十一条関係)

- 3 総会招集の手續に関する事項、総会の議決事項の見直し等総会に関する所要の規定を整備するものとする。 (第二十四条から第四十五条まで関係)

- 4 総代会を設けることができる組合の組合員数を五百人以上とするとともに、総代会において組合の合併等の議決をすることができるものとする等総代会に関する所要の規定を整備するものとする。 (第四十七条及び第四十七条の二関係)

(二) 組合における各機関の権限の明確化

- 1 消費生活協同組合法、会社法等の規定に違反し、刑の執行終了から二年を経過しない者等が役員となることを禁止するものとする。 (第二十九条の三関係)

- 2 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とすること。(第三十条関係)
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査するものとともに、監事の権限に関する所要の規定を整備するものとする。(第三十条の三関係)
- 4 組合は、すべての理事で組織する理事会を置かなければならないこと、組合の業務の執行は理事会が決すること等理事会に関する所要の規定を整備するものとする。(第三十条の四から第三十条の八まで関係)
- 5 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならないものとする。(第三十条の九関係)
- 6 理事が、自己若しくは第三者のために組合と取引しようとするとき又は組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において、承認を受けなければならないものとする。こと。(第三十一条の二関係)
- 7 役員 の損害賠償責任に関する所要の規定を整備するものとする。こと。(第三十一条の三から第三

十一條の五まで関係)

(三) 組合員以外の者による経営への関与の強化

1 理事について、組合員又は会員たる法人の役員に該当しない者のうちから選挙することができる理事の数を理事の定数の三分の一以内とするとともに、監事については、組合員又は会員たる法人の役員に該当しない者のうちから選挙することができるものとする。 (第二十八条第一項から第三項まで関係)

2 その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬものとする。 (第二十八条第四項及び第六項関係)

(四) 組合の経営情報等の開示

1 組合は、組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならないこととする。 (第二十八条第一項から第三項まで関係)

- 2 組合員及び組合の債権者は閲覧請求等を行うことができるものとする。 (第二十五条の二関係)
- 3 組合は、定款及び規約を各事務所に備え置かなければならないこととともに、組合員及び組合の債権者は閲覧請求等を行うことができるものとする。 (第二十六条の五関係)
- 4 組合は、理事会の日から十年間、理事会の議事録等を主たる事務所（従たる事務所にあつては、五年間）に備え置かなければならないこととともに、組合員は閲覧請求等を、組合の債権者は裁判所の許可を得て閲覧請求等を行うことができるものとする。 (第二十条の七関係)
- 5 組合は、決算関係書類及び事業報告書を作成し、監事の監査並びに理事会及び通常総会の承認を受け、通常総会の会日の二週間前の日から五年間、主たる事務所（従たる事務所にあつては、三年間）に備え置かなければならないこととする。 (第三十一条の七関係)
- 6 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しななければならないこととともに、組合員は総組合員の百分の三以上の同意を得て閲覧請求等を行うことができるものとする。 (第三十二条関係)

6 組合は、総会の会日から十年間、総会の議事録を主たる事務所（従たる事務所にあつては、五年

間)に備え置かなければならないこととともに、組合員及び組合の債権者は閲覧請求等を行うことができるものとする。 (第四十五条関係)

(五) 行政庁による監督の強化

行政庁は、組合が必要な措置を採るべき旨の命令に従わないときは、当該組合に対し、その役員 of 解任を命ずることができるとともに、組合の業務又は会計が法令等に違反した場合等において、必要な措置を採るべき旨の命令をしたにもかかわらず、組合が当該命令に従わないときは、その組合の解散を命ずることができるとすること。 (第九十五条関係)

六 貸付事業に関する事項

(一) 貸付事業を行う組合は、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るための措置を講じなければならないものとする。 (第十三条関係)

(二) 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約を定め、行政庁の認可を受けるものとする。 (第二十六条の四及び第四十条第六項関係)

(三) 貸付事業を行う組合 (職域による消費生活協同組合であってその組合員の総数が政令で定める基準

を超えないものを除く。)の純資産額は、政令で定める金額以上でなければならぬものとする。

(第五十一条関係)

七 その他

(一) 職域による消費生活協同組合にあっては、当該職域内に勤務していた者を組合員とすることができ
るものとする。 (第十四条関係)

(二) その他所要の規定を整備するものとする。

第二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律は、廃止するものとする。

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。ただし、六については、公布の日か
ら起算して一年以内の政令で定める日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を整備するものとする。